

島根県土地家屋調査士会個人情報保護に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、島根県土地家屋調査士会（以下「**国会**」という。）が取り扱う個人情報につき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「**法**」という。）その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人の権利利益の保護のために実施すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。その用語のうち「保有個人情報」については、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害される次の各号に該当するもの以外のものをいう。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(個人情報の利用目的の特定)

第3条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。

- 2 本会がいったん特定した目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(取得に際しての原則)

第4条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、次の各号に掲げる場合（以下「**除外事由**」という。）を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「**規則**」という。）で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「**政令**」という。）第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第4条の2 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、直接本人から書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会が、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者等の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的による制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、除外事由に該当する場合には、適用しない。

(不適正な利用の禁止)

第5条の2 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第6条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第7条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

2 本会は、法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態（以下「漏えい等」という。）が発生した場合、法令及びガイドラインの定めに従い、漏えい等による影響を最小化するための措置を講ずるとともに、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。

3 本会は、個人データの登録・保管・廃棄に関し、前2項の趣旨に照らし必要な事項について別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

(安全管理措置の見直し)

第8条 本会は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

（個人情報保護管理者の設置）

第9条 本会は、個人データの取扱いに関する責任者（以下「個人情報保護管理者」という。）を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

（従業員の監督及び教育等）

第10条 本会は、安全管理措置その他の個人データの適正な取扱いの確保のため、従業員に対し、必要かつ適切な監督及び教育等を行うものとする。

（個人データの委託に伴う措置）

第11条 本会が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理に十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、前項の監督を行うに当たっては、委任契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項
- （2） 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
- （3） 委託された個人データの再委託に関する事項
- （4） 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

（第三者提供の制限）

第12条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号の場合はこの限りではない。

- （1） 除外事由のいずれかに該当する場合
- （2） 法27条第2項（オプトアウト）に該当する場合。ただし要配慮個人情報を除く。

2 本会は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に個人データを提供しないものとする。

3 本会は法第41条に定める仮名加工情報及び法第43条に定める匿名加工情報を作成し、第三者に提供しないものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- （1） 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- （2） 事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- （3） 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 本会は、前項第3号に定める共同して利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本

人が容易に知り得る状態に置くものとする。

6 本会は個人データについて、その提供を第三者に対して行い、又は第三者より提供を受けた場合は、法第29条及び同第30条その他関係法令の規定に基づき、適切に確認・記録義務を履行するものとする。

（開示等対象個人データに関する事項の公表等）

第13条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

（1） 本会の名称及び住所並びに会長の氏名

（2） すべての保有個人データの利用目的（第4条の2第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

（3） 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第18条第5項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

（4） 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。

（2） 第4条の2第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（開 示）

第14条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（1） 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（2） 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（3） 法令に違反することとなる場合

2 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令により、本人に対し第1項本文に定める方法に相当する方法により当該本人が 識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の既定は、適用しない。

4 第1項から第2項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第12条第6項により作成される記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。）について準用する。

(訂正等)

- 第15条** 本会は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

- 第16条** 本会は、本人から当該本人が識別される保有個人データが第4条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- 3 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等が生じたこと、その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由として当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止をするものとする。
- 4 前項の規定は、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本会は、第1項ないし第3項に定める求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

- 第17条** 本会は、第13条第3項、第14条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第15条第2項又は前条第5項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手續)

- 第18条** 本会は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項、第2項若しくは第3項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付

ける方法として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 開示等の求めの申出先
 - (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
 - (3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法
 - (4) 手数料を徴収する場合はその徴収方法
- 2 本会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の開示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、保有個人データの特定又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 3 本会は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 4 本会は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。
- 5 本会は、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項及び第4項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

（苦情及び問い合わせ等の処理）

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

（個人情報保護方針の策定、公表）

第20条 本会は、個人情報の保護に関する方針を定め、公表するものとする。

（運用規程）

第21条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

（規則の改廃）

第22条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成17年4月11日から施行する。

附 則（第1条、第2条、第4条～第7条、第11条～第18条、第20条～第22条、）

（施行期日）

この規則は、令和4年12月16日から施行する。

個人情報開示等の請求書

島根県土地家屋調査士会殿

年 月 日

(請求者)

〒

住所

氏名

連絡先 (電話番号)

島根県土地家屋調査士会個人情報保護に関する規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等を請求します。

利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等請求する個人情報の記録の名称又は内容	(個人情報の名称等の事項をできるだけ具体的に記入してください。)	
開示の実施の方法 (該当する番号を○で囲んだ上で、□に√印を付けてください。)	1 文書、図画又は写真: ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 マイクロフィルム以外のフィルム: ☐ 視聴 3 マイクロフィルム : ☐ 視聴 ☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 写しの交付 4 電磁的記録 : ☐ 専用機器による閲覧 ☐ 専用機器による視聴 ☐ 専用機器による聴取 ☐ 複製物の交付 ☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 用紙に出力したものの交付	
※電磁的記録につきましては、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。		
利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等の請求理由	※個人情報内容の特定のため、この欄の記入にもご協力下さい。	
代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。		
代理人の氏名 及び住所 請求者との関係	住所: 氏名: 電話番号: ☐ 未成年者又は成年被後見人 ☐ 病気その他やむを得ない理由	
(注) 1 請求の歳は、請求者自身であることを証明するために必要な書類 (運転免許証等) を提示してください。 2 法定代理人による場合は、代理人自身であることを証明する書類のほか、請求者の法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本等) を提示してください。 3 任意代理人による場合は、代理人自身であることを証明する書類のほか、委任状を提示してください。		
請求者及び代理人の本人確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険被保険者証 4 その他 ()	
代理人確認欄	1 戸籍謄本 2 住民票 3 委任状 4 その他 ()	
処理状況	1 即時 (☐ 口頭 ☐ 文書) 2 後	受付